

1 経緯

- 都の整備基準として、**だれでもが利用できる旨を表示した「だれでもトイレ」を1以上設けるよう規定**
- 条例制定当時、誰でも利用できるよう、「車椅子対応トイレ」の名称を変更し、多機能トイレを整備すべきという議論があり、都独自に「だれでもトイレ」を推進



- 便所内にそれぞれ1以上設けるよう規定した個別機能（オストメイト用設備、ベビーチェア、ベビーベッド）をだれでもトイレに集中させた整備が進み、**車椅子使用者の利用が困難となるケースや、一般トイレを利用できる人が使用するケースも発生**
- 国は令和3年3月に『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』を改正し、トイレの表示は、**「多機能」「多目的」など、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示**するよう見直し

2 改正概要

トイレの各機能を真に利用が必要な人が使えるようにするため、建築物、公園、公共交通施設の各整備基準における出入口の表示について、「だれでもが利用できる旨を表示」を「車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示」に改める。

車椅子使用者用便房、オストメイト用設備、ベビーチェア、ベビーベッドを各1以上設ける規定については、現状どおりとする。

なお、規則上「車椅子使用者用便房」の名称を用いるが、当該便房の利用者は、車椅子使用者に限定されるものではなく、当該便房に設けられた個別機能を必要とする利用者等を含むものである。

■ 建築物の努力基準（別表第三・第四）

	新	旧
八 便 所	<p>(二) (-)の便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を一以上設けること。</p> <p>ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。</p>	<p>(二) (-)の便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 便所内に、次に掲げる構造のだれでもトイレを一以上設けること。</p> <p>ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>エ 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p>

■公園の遵守基準・努力基準（別表第九）

	新	旧
十 便所	<p>(二) 車椅子使用者用便房 便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けることとし、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること</p> <p>(3) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(4) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(5) 車椅子使用者用便房のある便所及び車椅子使用者用便房には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。</p>	<p>(二) だれでもトイレ 便所を設ける場合は、だれでもトイレ又はだれでもトイレを有する便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けることとし、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(3) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(4) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(5) だれでもトイレのある便所及びだれでもトイレには、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p>

■公共交通施設の遵守基準・努力基準（別表第十）

	新	旧
十一 便所 (車椅子使用者用便房)	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けることとし、当該便所は、十の項に定めるほか次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 便所（一般用）に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(二) 車椅子使用者用便房の出入口の幅は、八十五センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 出入口には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(四) 出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。</p> <p>(五) 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</p> <p>(六) 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(七) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、だれでもトイレ又はだれでもトイレを有する便所を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けることとし、当該便所は、十の項に定めるほか次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 便所（一般用）に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(二) だれでもトイレの出入口の幅は、八十五センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 出入口には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(四) 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p> <p>(五) 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</p> <p>(六) 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(七) 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>